

**【表紙】**

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>【提出書類】</b>         | 内部統制報告書   |
| <b>【根拠条文】</b>         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                              |
| <b>【提出先】</b>          | 関東財務局長  |
| <b>【提出日】</b>          | 平成25年6月28日                                      |
| <b>【会社名】</b>          | アキナジスタ株式会社                                      |
| <b>【英訳名】</b>          | Akinasista Corporation.                         |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>     | 代表取締役社長 桐生 直裕                                   |
| <b>【最高財務責任者の役職氏名】</b> | 取締役経営管理部長 大崎 隆                                  |
| <b>【本店の所在の場所】</b>     | 東京都千代田区九段南3 - 8 - 11 飛栄九段ビル                     |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>     | 証券会員制法人 札幌証券取引所<br><br>(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長桐生直裕と当社最高財務責任者大崎隆は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初予定していなかった組織内外の環境の変化等には、必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見する事が出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長桐生直裕と当社最高財務責任者長大崎隆は、平成25年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

評価の範囲については、当社は連結子会社及び持分法適用会社並びに本社以外の事業拠点が存在しないため本社のみを対象といたしました。

業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売掛金」「売上原価」「売上高」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、見積りや予測をとともなう重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長桐生直裕と当社最高財務責任者大崎隆は、平成25年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。